

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (クラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター 学食・サービスセンター等	会議・委員会	教職員執務	学生のキャンパス立入 及び 行動（帰省を含む）	学外者の キャンパス立入	
A（要注意）	緊急事態宣言等は発出されていなく、十分な感染防止対策を必要とする場合	8/8～9/22 夏期休業 時間運用 キャンパス 建物全入口 カード運用	●大学のPDⅢ科目、修士研究科目及び高専の卒業研究科目は人数を制限し対面にて実施する。【8/3更新】 8月8日～8月16日：活動不可 8月17日～9月22日 ・平日：19時まで(教員在室21時まで) ・土曜：学生のみ不可(教員在室17時まで) ・日祝：終日不可 ●対面授業での学外講師・非常勤講師の担当は可能とする。但し、本学が出張を禁止している県、独自の警報発出もしくは特定警戒県等に指定された県からは禁止とする。【8/3更新】 ●それ以外の科目は原則遠隔授業を実施する。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。 ●学外授業は、県内に限り申請書提出のうえ許可制のもと実施できる。【8/3更新】 ●夏期休業中の集中講義を実施する教員、受講する学生が県をまたぎ移動した場合、授業開始の2週間前迄に石川へ帰着した後に受講する。【8/3更新】	●学内での学外研究者との活動及びRA活動は健康状態、海外渡航歴などをチェックした上で届出制にて実施できる。 ●事前の届出制（出張申請・許可）のもと他県をまたぐ研究活動は、教員のみが活動できる。	●8月8日～8月16日の間は活動不可、但し、公式大会参加については、検討のもと参加可否を決める。【8/3更新】 ●8月17日以降、学外での活動は県内に限り、感染防止対策を講じて指導者が立会うものとし、かつ申請書（場所、人数、内容、時間等）を提出の上、許可制のもとで実施できるものとする。なお、他大学との合同練習などについては検討のもと実施可否を決める。【8/3更新】	●感染防止対策を講じた運営を行う。なお各機能・サービス時間は、別途ホームページで公表すると共に、県内の感染者状況に応じて一定の利用制限を設ける。 ●学食・売店等については8月7日以前と同様の営業時間(通常営業)とする。【8/3更新】 ●学外者の利用者は禁止【8/3更新】	●感染防止対策を講じた上で、対面会議は最小限とし、オンライン会議を推奨する。	●感染防止対策を講じた通常勤務、交代制勤務及び在宅勤務のいずれかでの勤務形態を執る。 ●後学期に授業を担当する教員が夏期休業中に県をまたぎ帰省等した場合、授業開始の2週間前(9月10日頃)迄には石川へ帰着する。【8/3更新】 ●県をまたぎ帰省等した学部4年生、大学院生は、指導担当教員と確認した研究室活動の開始日の2週間前迄には石川へ帰着する。【8/3更新】 ●警報発出県及び特定警戒県等への出張は禁止する。	●感染防止対策を講じた上で、対面授業、課外活動及びキャンパス機能がルールに基づき利用できる。 ●警報発出県及び特定警戒県等への移動は自粛する。 ●8月8日～8月16日の間は原則学生の立入を禁止する。【8/3更新】 ●県をまたぎ帰省等した高専学生(1～3年生)でキャンパス内での寮生活を行う学生は、検温及び健康状態の記録から異常がないことを確認の上、授業等の開始を考慮し、学生の状況に応じて帰寮日を定め、キャンパス内の活動を認める。【8/3更新】 ●県をまたぎ帰省等した高専学生(4,5年生)及び学部生(1～3年生)は、授業開始の2週間前(9月10日頃)迄には石川へ帰着する。【8/3更新】 ●県をまたぎ帰省等した学部4年生、大学院生は、指導担当教員と確認した研究室活動の開始日の2週間前迄には石川へ帰着する。【8/3更新】	●事前連絡と健康状態などをチェックし、感染防止対策を講じた上で、立入を可能とする。 ●対応者は、面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。
	石川県が特定警戒県等と指定されていないが、他県が独自の警報発出もしくは特定警戒県等に指定されている場合		●対面授業での学外講師は禁止 ●非常勤講師の対面授業は禁止	●学内の研究活動のみが許可 ●外部からの研究者受入や来所は禁止	●学内の活動のみが許可【8/3更新】	●学外者の利用者は禁止	●基本的にオンライン会議とする。	●県外への出張は禁止	●本学の学生のみ許可制にてキャンパスへの立入が許可される。	●学外者の立入を禁止
C（高度警戒）	石川県、首都圏が特定警戒県等に指定された場合	●緊急事態宣言と特定警戒等が解除される迄は、全ての授業科目は遠隔授業として実施する。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。	●研究所内での外部研究者との活動及びRA活動は不可とし、在宅勤務での活動は可能とする。 ●全ての出張を禁止する。	●全面禁止とする。	●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●基本的にはオンライン会議で実施する。	●交代制勤務もしくは在宅勤務にて運用する。	●緊急的に必要な場合に限り、許可制のもと立入を可能とする。	●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品などを除き、キャンパスへの立入を禁止する。	
D（緊急事態）	国が緊急事態宣言を全国に発出し、石川県を含む多くの自治体が特定警戒県等に指定された場合	●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。	●研究所内での活動は基本不可、最低限必要な生物、薬品、施設設備等の維持・管理については研究者が実施(※)できるものとする。		●オンライン会議のみを可能とする。	●オンライン会議のみを可能とする。	●学園機能維持のために、必要最小限の機能以外は、基本的に在宅勤務にて運用する。	●全キャンパスの立入を禁止する。	●学園機能維持のうちライフライン関連以外の立入を禁止する。	

※「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。

注記2. 学生の就職活動（インターンシップを含む）、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記3. 学生の宿泊を伴う課外活動、深夜（22時～5時迄）に亘る課外活動、不特定多数者との飲食等に伴う課外活動は禁止する。

注記4. 国外（外務省が渡航を許可している国）の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。

注記5. 学内から感染者が発見された場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。

注記6. 令和2(2020)年度においては、原則キャンパス内の教室等の貸出は行わない。【8/3更新】